

自由かつ公正な社会の実現に向けた取組
～法曹養成制度の充実～

令和8年度法務省政策評価書

～令和4年度から7年度までの活動状況と今後の方向性～

令和8年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房司法法制部
司法法制課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法曹養成制度の充実
 - － 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景
 - － 法曹養成制度の充実に向けた取組の全体像と目的
- 3 有為な法曹人材の確保に向けた取組の状況
- 4 活動領域の拡大に向けた環境整備の状況
- 5 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



法曹養成制度の充実（①有為な法曹人材の確保、②法曹有資格者の活動領域の拡大）に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- ① 法曹志望者数（法科大学院志願者数）は、令和元年以降、緩やかな回復基調にある。
- ② 法曹有資格者の職場は、企業・海外・国・地方・福祉等様々な分野に広がっており、法的サービスの需要は高まっている。

一方、今後の法曹養成制度の充実に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題①

- ・ かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少
- **より多くの有為な法曹の輩出に向けて、法曹の魅力発信等の取組が必要となる。**

課題②

- ・ 法的サービスの必要性、重要性が提供者（弁護士等の法曹有資格者）、需要者（事業者等）双方に十分認知されていない現状
- **法的ニーズの掘り起こし、新たな法的課題と法曹有資格者との結び付けが必要となる。**

2

法曹養成制度の充実



一 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景

法曹養成制度の充実に向けて、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、最高裁判所などの様々な関係機関・団体が連携・協力しながら取り組んでいる。このうち、法務省（大臣官房司法法制部）は、関係機関・団体との調整役・制度に係る効果検証を担っている。

法曹とは

裁判官・検察官・弁護士を示す総称。「国民の社会生活上の医師」として、国民のニーズに即した法的サービスを提供することが期待される。

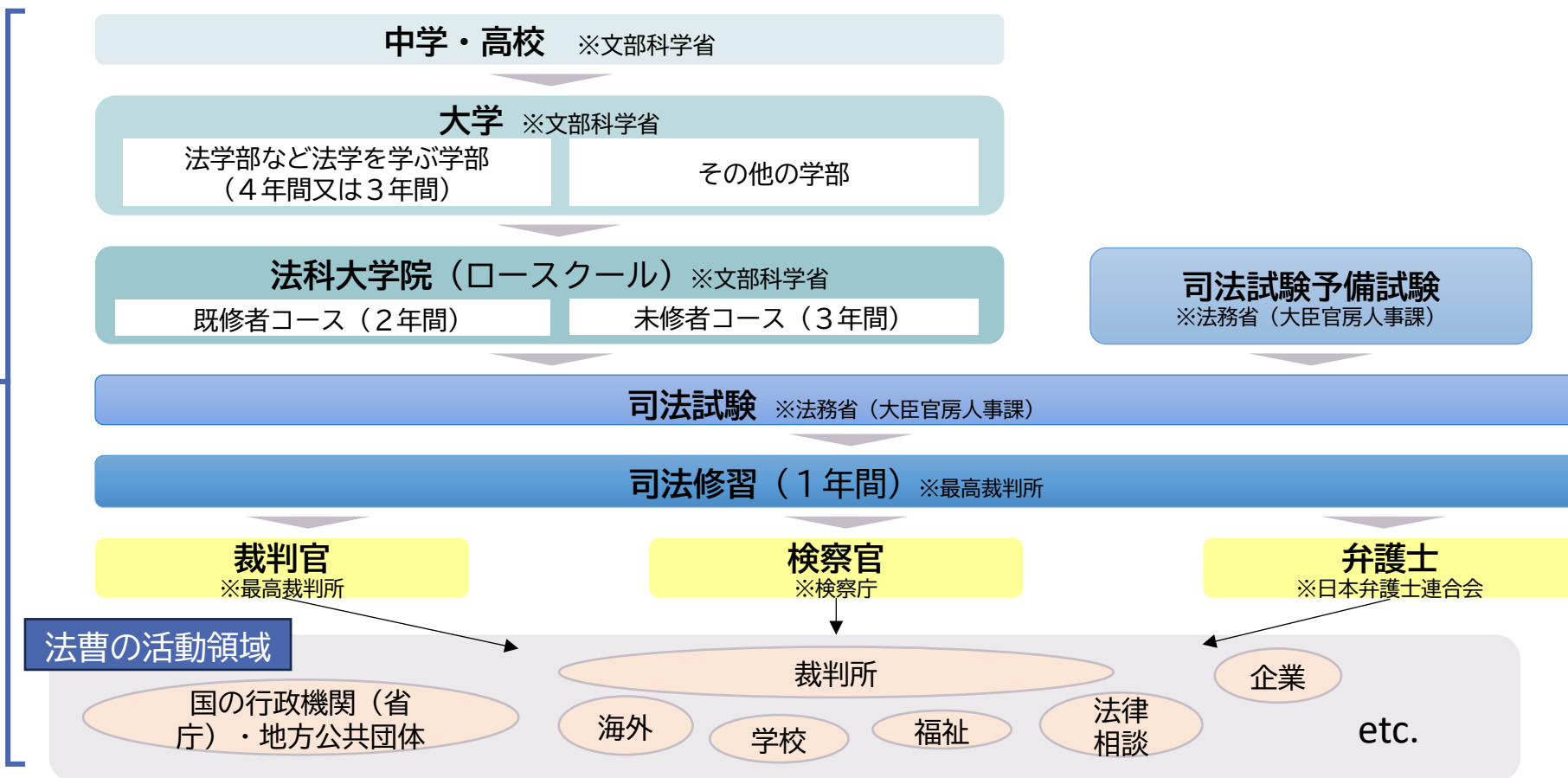
法曹養成制度とは

法曹になるための教育・選抜試験・実務研修を体系的に行う制度

法曹への流れと関係機関、法曹の活動領域

制度の効果
検証
関係機関・
団体との調
整役

※ 法務省
(大臣官房
司法法制部)



一 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景

平成13年の司法制度改革審議会意見以降、法曹の質・量両面で高める取組が行われてきた。近年は法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減に資する取組がなされている。

時系列

平成13年 ● 司法制度改革審議会意見書

平成16年 法科大学院創設
平成18年 新司法試験開始

平成20年頃～ 法曹志望者の減少

平成25年7月16日 関係閣僚会議決定

平成27年6月30日 ● 推進会議決定

～平成30年
法科大学院改革

令和元年 ● 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の成立

法曹コースの創設

令和4年
全面施行

改正法に基づく
司法試験の開始

- ・質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」を創設
- ・「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要がある。

- ・法科大学院全体としての司法試験合格率等が当初の期待と異なる状況
- ・法曹有資格者の活動領域が当初の期待ほど広がらず、法曹志望者の大幅な減少を招来

「司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。」

- ・「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、…当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、…」
- ・法曹人口・法曹有資格者の活動領域の拡大等に向けた取組の必要性

法科大学院教育の充実や法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を目的

- ・在学中受験制度(法科大学院在学中の者にも一定の条件下で司法試験の受験資格を付与)の導入
- ・3+2:大学法学部3年間と法科大学院2年のルートの制度化

一 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景－法曹養成制度改革推進会議決定を受けて

法曹養成制度改革推進会議での決定を踏まえ、法務省は次の役割を担うこととなっている。

- ・ 有為な法曹人材の確保に向けた取組に向けた、法曹人口に関するデータ集積・分析の継続
- ・ 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備のため、法曹養成制度改革連絡協議会の開催を通じた関係

	有為な法曹人材の確保に向けた取組	法曹有資格者の活動領域拡大に向けた環境整備
会議決定による方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに養成・輩出される法曹人口の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・年間1,500人程度は輩出されるよう取組を進める。 ・より多くの質の高い法曹を輩出し、社会の法的需要に応える状況を目指す。 ○基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院を中核とする法曹養成制度改革を推進 ・法曹・法曹有資格者の活動領域拡大 ・司法アクセスの容易化 ○目指す姿 <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの有為な人材が法曹を志望するようになる ・質の高い法曹が司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検討体制の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・法務省に「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（※）」を設置 ・日本弁護士連合会との共催で分科会を設置（対象分野：国・地方自治体・福祉、企業、海外展開） ○検討取組の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・法曹有資格者の活動領域拡大を図る方策を検討 ・試行的な取組を実施 ○現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野で法曹有資格者の専門性活用の機会は増加 ・この流れを加速させるため、活動領域の拡大に向けた取組の継続が必要
法務省が担う役割	<p>法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。</p>	<p>法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。</p>

データの分析等を踏まえた、より質の高い法曹人材の確保に向けた情報発信

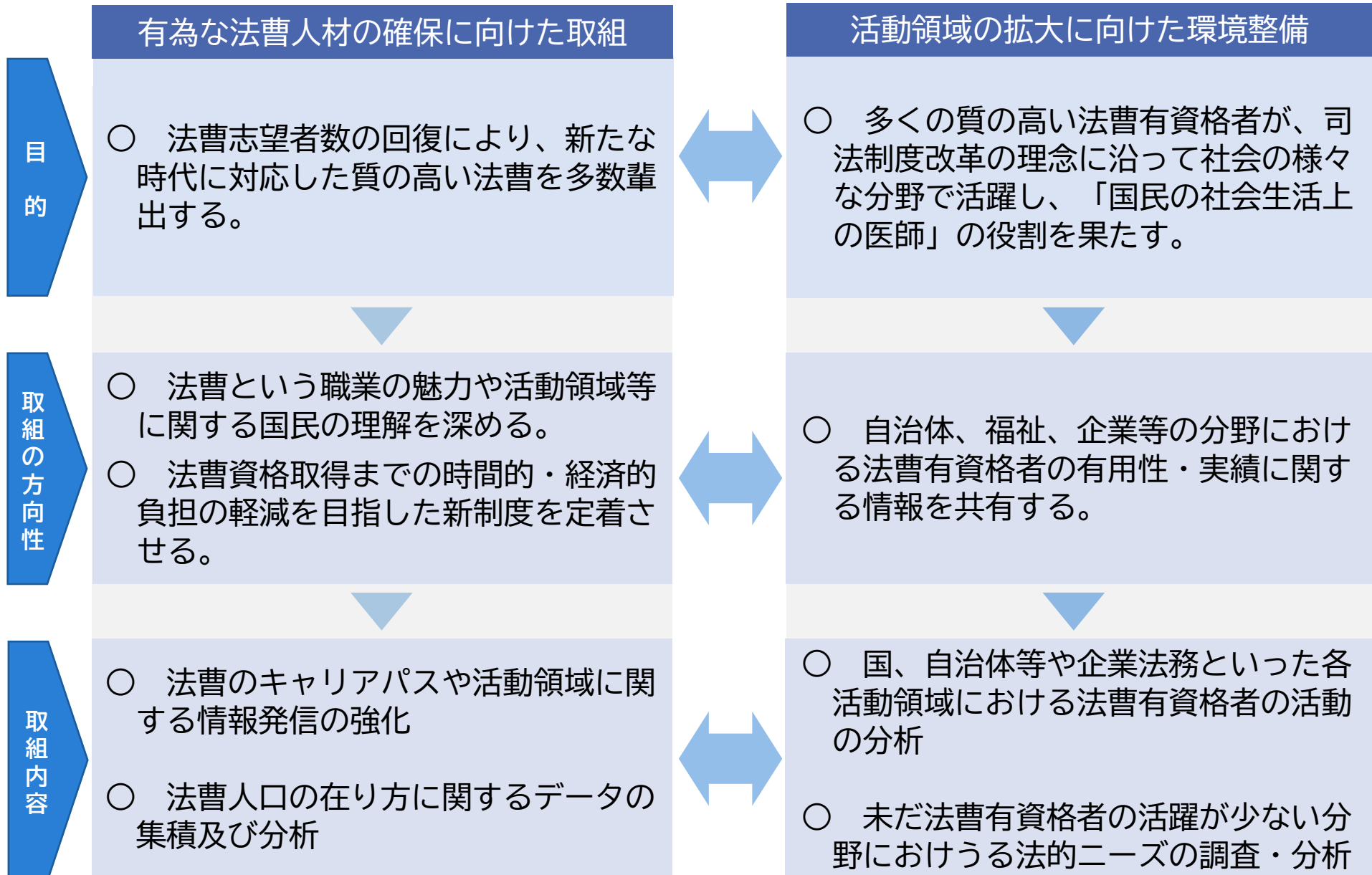
更なる活動領域拡大に向けた法的ニーズの調査・分析

(※) 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ

- 法務省は、日本弁護士連合会、経済団体等の協力を得て、これまでの実績等を通じて明らかとなった、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され、この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、必要な連絡協議等の環境を整備する。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

一 法曹養成制度の充実に向けた取組の全体像と目的

法曹養成制度の充実の全体像と目的は以下のとおり。



3

有為な法曹人材の確保に向けた 取組の状況

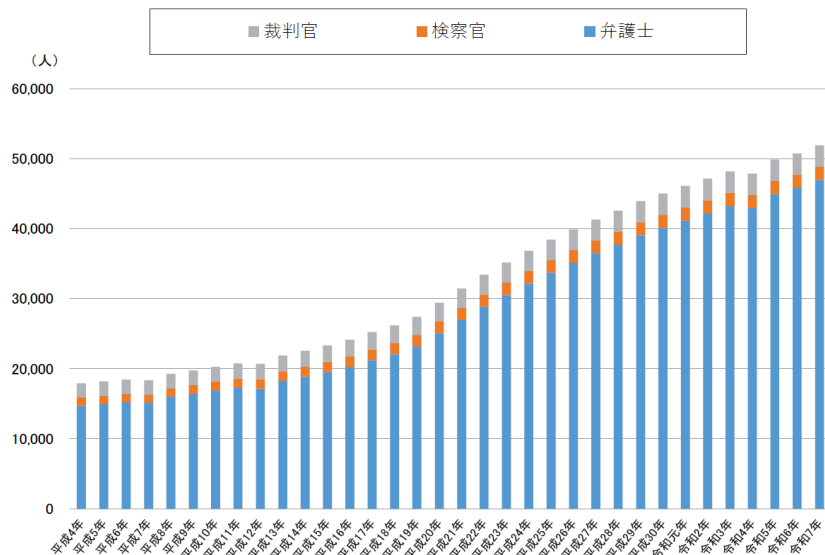


一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の背景

法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続的に実施している。これまでは主に法曹三者の人口構成・推移や司法修習終了者の進路状況等を把握してきた。

法曹三者の人口構成・推移

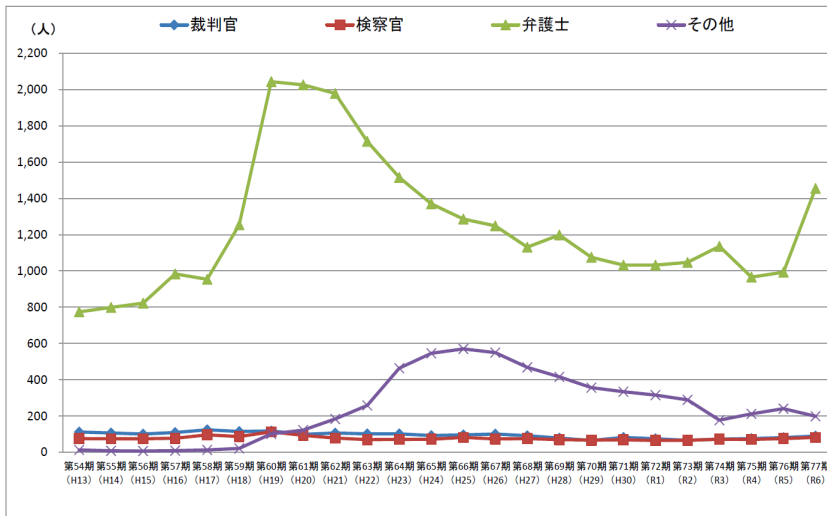
法曹人口は緩やかに増加傾向が続いている。



出典) 「第26回法曹養成制度改革連絡協議会」資料1-1 法曹三者の人口の推移

司法修習終了者の進路状況

司法修習終了者は平成19年に大きく増加
平成21年頃からは「その他」の進路（企業内弁護士等）も増加



出典) 「第26回法曹養成制度改革連絡協議会」資料1-16 司法修習修了者の進路別人数の推移

一方で、法曹志望者の減少という課題が生じ、令和元年に制度改革を行うことに…

- ・制度改革後、法曹や法科大学院への志望者数は増加しているのか、増加しているならばその要因は何か。
- ・法曹志望をためらう要因・理由は何か。
- ・法曹を志望する人は、どのような時期に進路を考え始めるのか。等

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の目的

法曹志望者に係る現状の把握と、法曹を志望する障壁を明らかにするため、法曹志望に関する分析調査・アンケート調査を実施している。

これらの分析結果を踏まえ、情報発信のポータルサイトの構築を開始したところである。

目的

質の高い法曹人材の確保

活動

法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化、法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析

活動
目標

法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり

期間
中の
取組

①法曹志望者数等に関する調査

- 目的：法曹志望者数の増減要因の把握、志望者増加のための方策検討
- 対象：各法科大学院出願者数に関する統計情報、各種調査
- 方法：
 - ✓ 各法科大学院出願者数を利用し、法曹志望者数を推計
 - ✓ 推計した志望者数について、増減要因の検証
 - ✓ デスクリサーチを通じた増減要因に関する方策検討

②法曹志望に関するアンケート調査

- 目的：今後の施策の検討に活用すること。
- 対象：法学部に在籍する学生
全国の大学に調査票を配布
- 方法：志望動向等に関する意識等のアンケート調査、令和3年～令和7年実施

③法曹に関するポータルサイトの公開

- 目的：社会における法曹の仕事の魅力（法曹の役割）に関する情報を、特に若年者に分かりやすい形で発信すること。
- 令和7年6月17日、法務省HPに公開

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の取組状況

今後の法曹志望者数の増減要因等につき、令和6年～8年にかけて「我が国における法曹志望者数に関する調査」において調査・分析を実施している。

法学部生に対する法曹志望に関するアンケートについて、平成28年以降、調査・分析を実施しており、直近5年は、毎年実施している。

狙い

今後の施策の検討に活用するため、志望者の増減の要因を把握するとともに、法学部生等を対象に、法曹志望者の志望動向を調査・分析する。

指標

法曹志望者数の増減要因分析の実施状況

法科大学院教育の充実や法学部等との連携等の措置を通じた法曹養成機能の向上、法曹志願者の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び検証を行うこととする附帯決議が付されたことを受けて調査を実施

	調査内容・概要
令和6年	①法科大学院志願者数の分析、②法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等の分析、③若年層やその保護者等の法曹の職業に関する認識等の調査・分析、④法曹志望者の増加等に係る法改正の効果に関する考察
令和7年	①前年度調査の確認・検証と法曹志望者数の増減傾向の把握、②法曹志望者数の増減傾向の要因分析、③法曹志望者数増加のための方策検討
令和8年	①法曹志望者数の推移に関する継続調査、②法曹の地方偏在に関する調査及び施策の検討、③法曹の活動領域拡大に関する調査

法学部生アンケートの実施状況

法学部に在籍中の学生を対象に志望動向等に関する意識調査を行い、そのデータを分析することにより、法曹志望者減少の要因等を把握し、今後の施策の検討に活用することを目的に実施

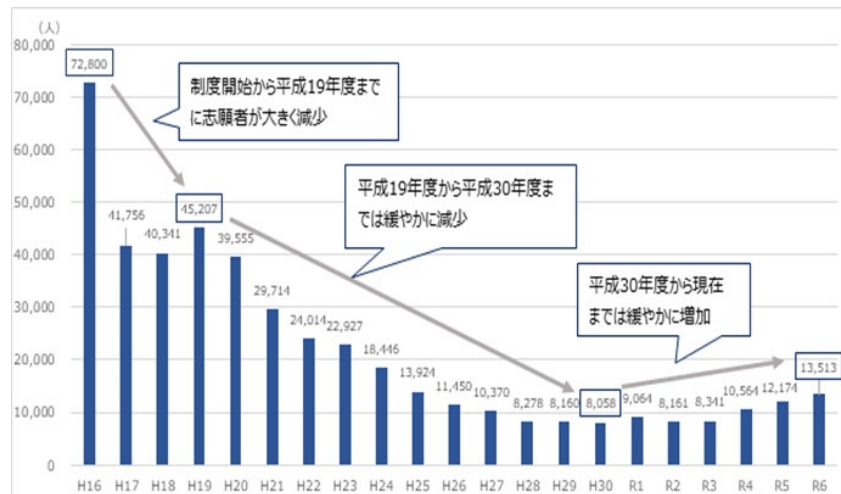
	対象者数	回答数・回収率
令和3年	82,138人	6,911人・8.4%
令和4年	81,971人	6,114人・7.5%
令和5年	81,294人	4,171人・5.1%
令和6年	84,934人	5,025人・5.9%
令和7年	84,151人	4,736人・5.6%

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組のアウトカム

一連の調査・分析によって法曹志望者に関する現状や増減要因が明らかに。

法科大学院志願者数（推計値）の推移

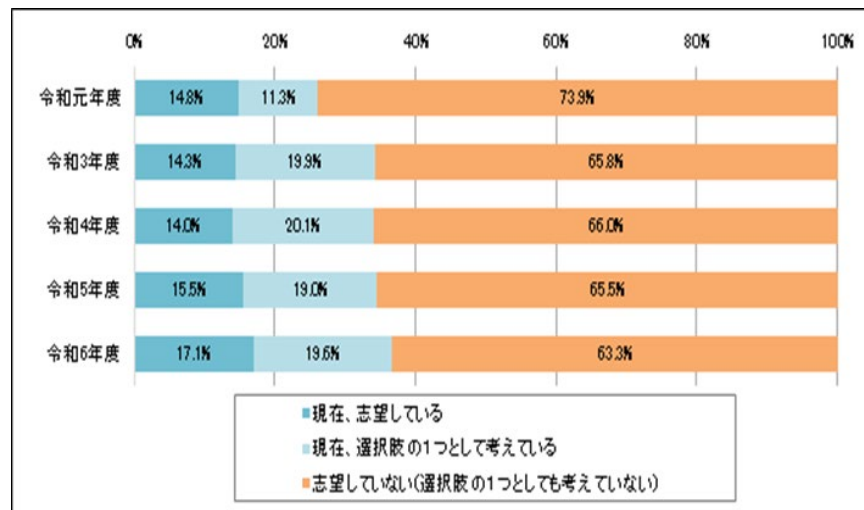
平成30年に過去最低を記録した後、近年は回復基調



出典) 「法曹志望者数等に関する調査」報告書 (令和7年3月)

法学部生の法曹志望の推移

法曹を志望し、又は選択肢に加える学生は年々増加



出典) 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果 (令和6年)

法曹志望者数の増減要因

○法科大学院志願者数の減少要因

- ・法曹と民間企業の労働条件に差
- ・民間企業の魅力が相対的に高まり、他職業を選択する人が増加

○法科大学院志願者数の増加要因

- ・「3+2」制度の導入により、法曹コース利用者が増加
- ・在学中受験も可能になり、時間的・経済的負担が軽減する可能性

○司法試験予備試験受験者数の増加要因

- ・早期に実務に就きたい学生の志向性と合致
- ・経済的負担を軽減したい、法律知識の習得に役立つなども受験者数増加の背景に。

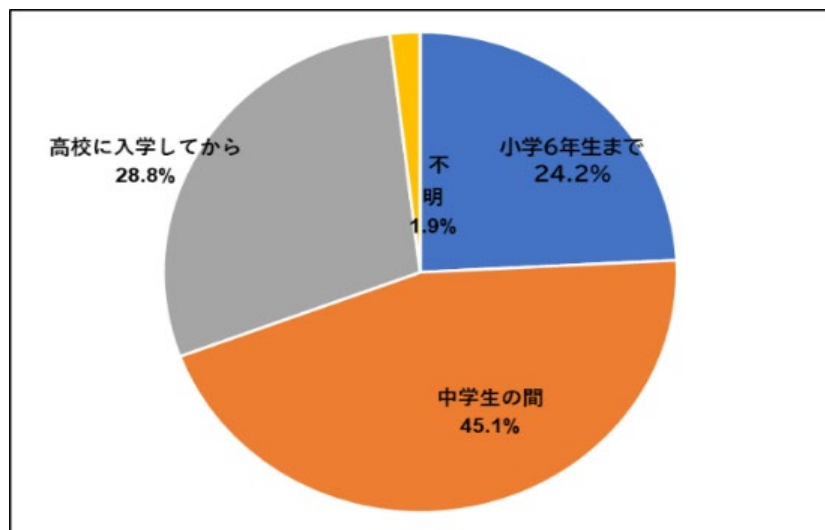
出典) 「法曹志望者数等に関する調査」報告書 (令和7年3月)

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組のアウトカム

若年層に対して法曹の仕事の魅力を発信するためにポータルサイトを公開。

将来の職業として法曹を視野に入れ始めた時期

国立大学法学部への合格実績が高い高校の生徒を対象に調査した結果、中学生の間までに法曹を視野に入れた生徒が約7割を占めており、早期の成長段階で志望形成に向けてアプローチすることの有用性が伺われる。



出典) 「法曹志望者数等調査の令和5年度調査結果」



○ 今後の課題

より多くの有為な人材に法曹を志望してもらうため、特に若年層に向け、法曹の仕事の魅力を発信するためのコンテンツ拡充についての検討が必要

4

活動領域の拡大に向けた環境整備の状況



一 活動領域の拡大に向けた環境整備の取組の背景

平成27年の推進会議決定により、法曹有資格者の活動領域拡大に向けて、法曹養成制度改革連絡協議会の開催を通じて、各団体との連携を進めることに。

・法曹養成制度改革推進会議決定

○第6 今後の検討について（一部抜粋）

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。



法曹養成制度改革連絡協議会の開催

○目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制（法務省及び文部科学省は、法曹養成制度改革連携チームを構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

○関係機関の出席

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に参加を求めることができる。

一 活動領域の拡大に向けた環境整備の目的と取組

法曹養成制度改革連絡協議会の開催、活動領域拡大に向けた法的ニーズ調査を通じて、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた必要な検討を行っている。

目的

法曹有資格者の活動領域の拡大

活動

法曹養成制度改革連絡協議会の開催、各活動領域における法的ニーズの調査・分析

活動
目標

法的ニーズのある新たな活動領域に対する法曹有資格者の進出・拡大

期間
中の
取組

○法曹養成制度改革連絡協議会

近年の協議概要（特に有識者からのヒアリング状況）

- ・第21回（令和5年10月4日）
 - 熊本市総務局行政管理部法制課田中伸太郎課長から「熊本市における法曹有資格者の活用」と題し、熊本市の法曹有資格者職員の現状・実績・課題等を報告
 - 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長、社会福祉法人グリーンコープ顧問及び生活再生事業推進室長行岡みち子氏から「法曹への期待と連携について」と題し、生活困窮者に対する法曹有資格者からの支援の必要性及び需要等について報告
- ・第23回（令和6年7月23日）
 - 淵邊善彦氏から「中小企業の国際業務支援事業」と題し、日本弁護士連合会が取り組む中小企業国際業務支援弁護士紹介制度等について報告
 - 石川雅啓氏から「ジェトロ貿易投資相談における法務関連相談の対応と日本企業の海外展開における法曹有資格者に求められる役割」と題し、ジェトロ貿易投資相談課サービス体制や法務相談の実例等について報告
 - 樋口一磨氏から「企業の海外展開を支援するために必要な能力」と題し、法曹有資格者が中小企業の海外展開を支援するために必要な能力等について報告
- ・第25回（令和7年9月25日）
 - 土森俊秀氏から「中小企業における弁護士の役割」と題し、中小企業支援に当たって弁護士が果たすべき役割等について報告
 - 小松武司氏から「顧客との関係性に「未来」をつくる弁護士の役割」と題し、過去の経験談に基づいた弁護士による中小企業支援の必要性や求められる役割等について講演

○新たな法的ニーズに関する現状・課題の調査

我が国の社会経済の変化に伴い生じつつある新たな法的ニーズや潜在化している法的ニーズを明らかにし、法曹有資格者に期待される役割を明らかにする。

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度において当初法曹となった者は、法曹として多様な経験を積みながら新たな領域で活躍している者も多く、このような比較的若手の法曹は、新たな法的ニーズに対応できるようリーガルサービスの担い手として注目される。

新たな法的ニーズとして、近年の企業における法務部門強化への関心の高まりから、スタートアップ及び中小企業におけるニーズが増大している可能性があり、その実態を把握し、若手弁護士が効果的に法的サービスを提供していくための方策を検討する。

○スタートアップに対するアンケート調査

回収数：349
調査期間：R7.1.31～R7.2.21

○中小企業に対するアンケート調査

回収数：900
調査期間：R7.1.31～R7.2.12

○スタートアップ・中小企業法務に関与している専門家等に対するヒアリング調査

調査対象：スタートアップ・中小企業の経営者等及びそれらの法務を扱う弁護士（合計33の経営者・関係団体・弁護士）

調査期間：R6.1～R7.3

一 活動領域の拡大に向けた環境整備の取組状況

法曹養成制度改革連絡協議会の定期的な開催を通じ、活動領域の拡大に関する関係機関・団体の取組状況等の把握・情報共有を行っている。

法的ニーズの調査とその分野での法曹有資格者の活用状況の調査を行った。

狙い

関係機関との情報共有等による連携の強化及び新たな法的ニーズ等の把握等に係る調査を通じた、関係機関の法曹有資格者の活動領域拡大に係る取組への協力

指標

協議会の関係機関・団体出席状況

(単位：～か所)



ニーズ調査の実施状況

令和7年・8年にそれぞれ調査を実施

- 令和7年「新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査」
→中小企業、スタートアップ企業における弁護士活用を調査
- 令和8年「企業における弁護士の活用の促進に関する実証実験」※実施予定

連絡協議会の議題について

企業・海外・国・地方・福祉等の多様な分野に広がる法曹の役割を議題に情報共有・議論

- 第21回（令和5年10月4日）
 - ・国、地方、福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大
- 第23回（令和6年7月23日）
 - ・海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大
- 第25回（令和7年9月25日）
 - ・企業分野における法曹有資格者の活動領域の拡大

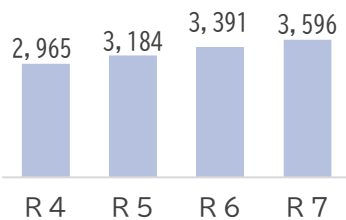
一 活動領域の拡大に向けた環境整備のアウトカム

企業や行政内での法曹有資格者の活躍領域が広がりつつあることが明らかに。
スタートアップ企業での高い法的ニーズが判明。

企業内弁護士数・任期付公務員数

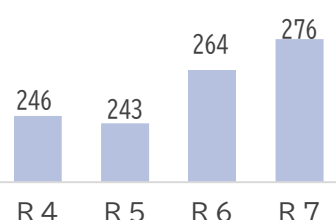
企業内弁護士数・任期付公務員数とも近年は上昇傾向

企業内弁護士数



出典) 弁護士白書2025

任期付公務員数



弁護士の利用経験

スタートアップ企業の約9割が弁護士を利用する一方、
中小企業における弁護士利用は約4割にとどまる。

スタートアップ企業

90.6%

中小企業

40.4%

出典) 新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査

今後の課題

スタートアップ企業、中小企業における課題

弁護士に相談しなかった理由として、「弁護士に相談する問題とは思わなかったから」を選択した回答が最も多く、弁護士に対するイメージとして、訴訟等に際して依頼する存在といったものが根強く存在することが見受けられた。

新たな法的課題ニーズへの可能性

以下の分野について、今後さらなる検討が必要

- ・ デジタル化・生成A I の利活用に伴う法的リスク
- ・ 中小企業・スタートアップ企業が抱える法的問題
- ・ 外国人との共生社会実現の過程で生じる法的紛争
- ・ 科学技術・イノベーション投資に関する問題

今後の取組み

- ・ 新たな法的課題への解決のニーズ開拓及び法曹有資格者の活用の促進
- ・ 法曹有資格者の活動状況の情報発信
- ・ 将来的な各分野に対応できる法曹有資格者確保に向けて、若年層への魅力発信

5

全体の状況・今後の方向性



一 法曹養成制度全体アウトカム：法曹志望者数は近年回復基調にあり、一定の成果。

- ✓より有為な法曹人材の輩出に当たっては、裾野を広げるための更なる法曹志望者増加に向けた取組が必要
- ✓法的サービスの提供者である法曹有資格者の増加のみならず、法的サービスの受け手の課題を把握し、その課題解決に対応できる人材の確保や法曹有資格者とその受け手を結び付けるための取組が必要

○第2回法曹の質に関する検証結果報告書（令和7年3月）

- ✓法曹の各活動領域の調査として(1)法律相談、(2)企業、(3)児童福祉、(4)高齢者福祉等及び(5)教育行政の5分野を取り上げて、法曹の活動等に対する利用者等の評価等を調査
- ✓いずれの分野でも、法曹の資質・能力やその活動に対する利用者等の評価はおおむね高く、利用者等の具体的なニーズに即した法的サービスが提供できているものと認められ、司法修習期66期以降の者を含めた若手の法曹一般について、**法曹としての質が低下していると認めるに足りる事情は見当たらなかった。**
- ⇒関係機関等と連携し、法曹有資格者の専門的知見を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有しながら、その活動領域の拡大に向けた取組を推し進めていくとともに、こうした様々な分野で活躍できる法曹の魅力が広く国民に認識され、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、国民に向けた情報発信を積極的に行い、質・量ともに豊かな法曹の養成・確保に向けた取組を進め、さらには、法曹の質が担保されているかについても、引き続き適切に把握していく必要がある。

二 今後の方向性

〈現状と課題認識〉

我が国の人口動態予測や司法サービスの地域偏在状況を踏まえると、国民の権利・利益を守り、我が国の司法の将来を支える法曹人材を確保・育成していく上では、若年層に対してより早い段階からアプローチし、社会における法や司法制度の意義・重要性や法曹という仕事の魅力を具体的なイメージをもって伝え、将来の職業の選択肢の一つとして法曹に興味を持ってもらう機会を提供していくことが重要。



〈各種調査を踏まえた取組の方向性〉

- 若年層を中心とした将来の法曹志望者に対する情報発信
⇒ 将来の志望を形成する時期に法曹という職業に関する情報を得られる機会を増やし、具体的イメージを伴った法曹像を提供することによって、法曹志望者数の増加につなげる。
- 法的サービスの提供者（将来の法曹志望者を含む）及び法的サービスの需要者双方に対して、法曹の活動領域拡大の成果を適切に情報発信
⇒ 弁護士を始めとする法曹有資格者の活用事例を周知して司法アクセスの拡充を図るとともに、将来の法曹志望者に対しては、多様な分野における法曹の活躍を伝え、法曹志望者の増加につなげる。

法教育等を通じた若年層に対するキャリア教育の充実／ポータルサイト等を通じた情報発信

- 高校生はもとより、小・中学生等に対し、具体的な職業として法曹のイメージを身近に感じてもらい、法や司法制度を理解するための法教育を充実させるとともに、これを通じて法曹の仕事に関する情報発信等の充実を図る。
- 特に地方では、実生活において現役法曹と巡り合い、志望形成につながる法曹のイメージを結ぶ機会が相対的に乏しいと考えられるため、各地の学校現場における法教育授業を通じた法曹のキャリア教育や、ポータルサイトの充実を通じて法曹という職業に関する情報アクセス性を高める。

法的ニーズと法曹とのマッチングに関する具体的施策の実施

- 日本弁護士連合会と協力して、スタートアップ・中小企業と弁護士のマッチング実証実験等を実施する予定